

介護職員等によるたんの吸引等の概要について（ホームページ掲載用）

～山形県健康福祉部障がい福祉課～

1 法改正の概要

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとされた。

(1) 一定の研修を受講した介護職員等は、「認定特定行為業務従事者」の認定を受け、また当該介護職員等にたんの吸引等を実施させる事業者は「登録特定行為事業者」の登録をした上で、利用者に対してたんの吸引等を実施することが可能。

⇒介護職員等が認定証を受けているだけでは、たんの吸引等を実施することは不可能。介護職員等が勤務している事業所が責任体制、医療関係機関との連携等の運営体制を整備し、「登録特定行為事業者」の登録を受けていることが必要。

(2) これまでは、やむを得ず必要な措置として、「実質的違法性阻却通知（「ALS患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて」等）により、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等が医師及び看護職員から必要な知識・技術の指導を受け、訪問看護の医学的な管理が行われる等の一定条件のもとで、たんの吸引を実施することが運用によって認められていた。

⇒実質的違法性阻却通知により、平成24年4月1日現在、たんの吸引等を実施している介護職員等は、経過措置として、「認定特定行為業務従事者（経過措置）」の認定を受けることが可能。ただし、法施行後に実質的違法性阻却通知による研修を実施しても、経過措置の対象とはならない。

(参考) 実質的違法性阻却通知

ア ALS患者の在宅療養の支援について（平成15年7月17日医政発第0717001号）

※1 たんの吸引のみ

イ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取り扱いについて（平成16年10月20日医政発第1020008号）

※たんの吸引（気管カニューレを除く）及び経管栄養が可能

ウ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取り扱いについて（平成17年3月24日医政発第0324006号）

※1 たんの吸引のみ

エ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発第0401第17号）

※口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養のみ

オ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定の者対象）の実施について（平成23年10月6日老発1006第1号）

※特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設でのみ実施。たんの吸引及び経管栄養が可能。

カ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について（平成23年11月11日障発1111第2号）

※一部の事業所でのみ実施。たんの吸引及び経管栄養が可能。

2 実施可能な行為

(1) たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

※ 口腔内及び鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。また、気管カニューレについては、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。

(2) 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、医師又は看護職員（在宅の場合は、看護職員若しくは家族）が行う。

⇒法改正により、在宅ではこれまでは「たんの吸引」のみが可能であったが、新制度に基づく研修を受講することにより「経管栄養」も可能とされた。

3 介護職員等の範囲

- (1) 介護福祉士（平成28年度（平成29年1月の国家試験合格者）以降が対象）
- (2) 介護福祉士以外の介護職員等

4 対象となる施設

- (1) 介護関係施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等）
 - (2) 障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等）
 - (3) 在宅（訪問介護、重度訪問介護等）
 - (4) 特別支援学校等
- ※ 医療機関は対象外

5 研修の種類

- (1) 特定の者に係る研修

ア 研修時間 基本研修（講義8H＋演習1H）＋筆記試験（30分）＋実地研修

イ 実地研修 ケアの対象者は特定の方で、その方が必要とする行為の実地研修のみを行う。

また、実地研修開始前に現場演習を行い、問題なく手順どおりに出来る場合に実地研修を行う。

※ 実地研修まで修了した利用者に対してのみ、研修を修了した行為についてたんの吸引等の実施が可能。

※ 新たにたんの吸引等が必要な利用者の受入を行う場合、再度研修受講が必要。（講義について一部免除規定あり。）

(2) 不特定の者に係る研修

- ア 研修時間 基本研修（講義 50H＋演習各行為 5 回以上）＋筆記試験（60 分）＋実地研修（各行為 10～20 回以上）
- イ 実地研修 5つの行為（口腔内及び鼻腔内のたんの吸引＋気管カニューレ内のたんの吸引＋胃ろう又は腸ろうによる経管栄養＋経鼻経管栄養）すべて又は5つの行為のうち、任意の行為を選択し行う。

※不特定の利用者に対して、研修を修了した行為についてたんの吸引等の実施が可能。

※利用者の入退院等があっても、研修修了した行為については、再度研修を受講する必要はない。

6 研修実施主体

(1) 登録研修機関

- ※ 医療従事者（医師、保健師、助産師、看護師）のみが講師となることが可能。
- ※ 登録研修機関となる場合は、県に対して、登録研修機関の登録申請を行う必要あり。

7 その他

(1) 法改正に伴う介護報酬、障害福祉報酬及び診療報酬の改正

介護報酬	たんの吸引等を実施する登録特定行為事業者に対する評価（加算）の創設 ※登録特定行為事業者と連携を図る訪問看護事業者に対する評価（加算）も創設
障害福祉報酬	たんの吸引等を実施する登録特定行為事業者に対する評価（加算）及び介護職員（認定特定行為業務従事者）に対する評価（加算）の創設
診療報酬	介護職員等喀痰吸引等指示料（患者 1 人につき 3 月に 1 回を限度：240 点）の創設

(2) 法改正に伴う在宅における喀痰吸引等関係事業者の連携

①訪問介護・居宅介護・重度訪問介護事業所

- ア 担当の医師から「介護職員等喀痰吸引等指示書」による指示
- イ 利用者及び家族への説明及び書面による同意
- ウ 訪問介護等計画書のほか、喀痰吸引等業務計画書の作成（担当医師、看護師より承認）
- エ 「喀痰吸引等業務実施状況報告書」の作成及び医師への定期的な報告（報告頻度は任意）
- オ 心身の状況等に関する訪問看護事業者との情報共有
- カ 緊急時の連絡方法、その他安全にたんの吸引等を実施するための環境整備

※登録特定行為事業者は、業務方法書等で上記ア～カの具体的な手法を定めておく必要がある。

②居宅介護支援事業者・相談支援事業者

- ア 利用者の希望に沿ったケアプラン等の作成（県HP掲載の登録特定行為事業者一覧を活用等）
- イ サービス担当者会議等で必要な調整を行う。（複数の事業所を利用している場合、「介護職員等喀痰吸引等指示書」について複数事業所をあて先として作成してもらうよう医師に依頼する等）



8 問い合わせ先（特定の者に係る研修） 山形県健康福祉部障がい福祉課

障がい福祉支援担当 TEL 023-630-2275 FAX 023-630-2111